

## 遊々の森における森林整備等の活動に関する協定書

嶺北森林管理署長 福吉 修二（以下「甲」という。）と土佐町長 和田 守也（以下「乙」という。）は、遊々の森における森林整備等の活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林整備等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2 (遊々の森の名称、位置及び面積)

甲は、嶺北森林管理署管内の「一の谷山国有林80林班は小班」（貸付箇所を除いた区域）の17.62haを 遊々の森として乙に提供するものとする。

なお、遊々の森の名称は、「いなむら 体験の森」とする。

### 第3 (全体活動計画書の提出)

乙は活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

### 第4 (年間活動計画書の提出及び活動実績の報告)

- 1 乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。
- 2 乙は、別紙様式3により毎年度の活動実績を年度末までに甲に報告するものとする。

### 第5 (活動の実施)

- 1, 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2, 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3, 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

## 第6 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合は、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

## 第7 (安全確保等の措置)

乙は、活動参加者の安全を責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- 2 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等をした場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者を傷害保険等へ加入させること。

## 第8 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

## 第9 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、活動期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、遊々の森における立木竹等についての所有権及び植栽、保育等の作業により生ずる全ての権利を有しないものとする。

## 第10 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な資材・道具置場等の施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等について、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設等を収去するものとする。  
但し、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

## 第11 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

### 第12 (山火事防止等の措置)

1 乙は、活動参加者に対して、たばこの投げ捨て禁止等火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

また、当該実施箇所及びその周辺において土砂の崩壊もしくは流出、その他の被害が発生し又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、ふれあいの森及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

### 第13 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

### 第14 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、遊々の森における活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たつての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たつての助言等の協力をを行うものとする。

### 第15 (遊々の森の適切な管理)

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

### 第16 (協定の破棄)

この協定は、次の場合、破棄することができるものとする。この場合、甲又は乙は事前に通知するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第18 (その他必要な事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年3月28日

(甲) 住 所 高知県長岡郡本山町本山850  
氏 名 嶺北森林管理署長

福吉 修二

(乙) 住 所 高知県土佐郡土佐町土居194  
氏 名 土佐町長

和田 守也

(別紙様式1) 「遊々の森」における全体活動計画書

年　月　日

嶺北森林管理署 殿

協定者（代表者）

住所 高知県土佐郡土佐町土居194

氏名 土佐町長 和田 守也 印

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
いなむら 体験の森	一ノ谷山国有林 80林班 は小班	17.62ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 H. 31	2年次 H. 32	3年次 H. 33	4年次 H. 34	5年次 H. 35	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度（回数）等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(別紙様式2) 「遊々の森」における年間活動計画書

年　月　日

嶺北森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所高知県土佐郡土佐町土居194

氏名 土佐町長 和田 守也 印

平成 年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
いなむら 体験の森	一ノ谷山国有林 80林班は小班	17.62ha

2 平成 年度活動計画

活 動 時 期	活 動 内 容				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「遊々の森」における年間活動実績報告書

年　月　日

嶺北森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 高知県土佐郡土佐町土居194

氏名 土佐町長 和田 守也 印

平成 年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
いなむら 体験の森	一ノ谷山国有林 80林班 は小班	17.62ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

## 遊々の森協定箇所位置図

十ノ谷山国有林 80 林班は小班 (面積 17.62 H A)





